

新型コロナウイルスの対応について（第4版）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2021年1月7日に緊急事態宣言が11の都府県に発出され、更には同年2月2日、10の都府県に3月7日まで1ヶ月間の延長がなされました。

今回の緊急事態宣言の延長を受けて、営業時間短縮に真摯にご対応されておられます飲食関連事業者をはじめ様々な事業者の方々や、今なお第一線で医療・看護等に当たられている医療関連従事者の方々におかれましては、特段のご尽力の数々、心より敬意を表させていただきます。

このような状況を受け、弊社は新型コロナウイルス感染・拡散防止のため、政府や関係省庁より発せられている各方針・要請にしたがい、下記の対応を引き続き実施することとします。

記

- ① 不要不急の外出は控え、出張については原則禁止とする。

なお、やむを得ない特別な事情がある場合には、上長の判断を仰ぎ許可を得た場合に限り出張を認める。

- ② 会議は原則Web会議を活用する。

- ③ 食事会・懇親会・歓送迎会(社内、社外とも)の開催、参加については原則禁止とする。

- ④ 出勤前に必ず検温を実施し、発熱した場合は解熱後4日は出社を控える。

※発熱の基準は37.0度以上

- ⑤ 出入り口にアルコールポンプを設置し衛生管理を徹底する。

以上